

年金生活者支援給付金ご請求はお早めに!

日本年金機構から
封書が届いた方が対象です

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構へお問い合わせください。
【給付金専用ダイヤル】0570-05-4092(ナビダイヤル)

●対象となる方

老齢基礎年金受給者	障害基礎年金・遺族基礎年金受給者
以下の要件をすべて満たしている必要があります ・65歳以上である ・同一世帯の全員が市町村民税非課税である ・前年の年金収入額※1とその他の所得額の合計が87万8,900円以下※2である ※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。 ※2 77万8,900円を超え87万8,900円以下の場合は、「補足的老齢年金生活者支援給付金」を支給。	以下の要件を満たしている必要があります ・障害基礎年金の受給者である。 ・遺族基礎年金の受給者である。 ・前年の所得額※3が472万1,000円以下※4である ※3 障害基礎年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。 ※4 扶養親族等の数に応じて増額

●請求手続き

受け取りの対象になる方には、9月頃より日本年金機構から、請求可能なお知らせが送付されます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。

原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

⚠「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意を!

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きすることはありませんし、手数料などの金銭を求めことはありません。不審に感じたら、日本年金機構(半田年金事務所 ☎21-2375)や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

●問合せ 住民課 内線358

～新型コロナウイルスワクチン接種情報～

令和5年秋開始接種について

令和5年9月20日から初回接種を終了した生後6か月以上の方を対象に秋開始接種を実施します。



(1) 接種券の発送について

※過去にお送りした未使用の接種券がお手元にある方は今お持ちの接種券を使用して令和5年度秋開始を受けることができます。(未使用の接種券がある方は接種券の送付はありませんので、紛失された場合は申請が必要です。)

1. 申請の必要がない方

65歳以上の方	6月15日までに接種された方は、接種日順に順次発送します。 これ以降に接種された方は、最後の接種から3か月以上の間隔があく頃に順次発送します。
50歳～64歳の方	今年度50歳になられる方(昭和48年度生まれ)までを対象に、順次発送します。 ※令和5年春開始接種を受けている方は、最後の接種から3か月以上の間隔が必要になります。

2. 申請が必要な方

下記対象者であり接種を希望される方は電話または申請フォームにて発行申請をお願いします

50歳未満の方	接種券の発送はありません。お手元に接種券がなく、接種を希望される方は申請が必要になります。 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方、前回までに基礎疾患申請をされた方で令和5年春接種を接種された方へは発送します。
---------	--

●接種券発行の申請方法 (50歳未満の方)

- ・予約受付センター電話：77-6506,77-2242(フリーコールではありません)

平日：午前10時～午後3時

- ・申請フォーム：URLはこちらから→ <https://f.mrso.jp/234460/Y36Z0m>

※接種券を紛失された方も本フォームから申請、または保健センターに申請してください。

1回の申請につき1名様発行となります。

複数名様分必要な場合まとめた申請は出来ませんのでご了承ください。

2次元コードは
こちらから⇒



(2) 使用するワクチン

オミクロンXBB株に対応したワクチン(ファイザー・モデルナ)

(3) 接種実施場所

保健センター、渡辺病院、榊原医院、浜田整形外科・内科クリニック、前田医院、知多厚生病院(10月から)

★新たな情報、日程につきましては、決まり次第、ホームページ等に掲載いたします。 町ホームページはこちら⇒



乳幼児(6か月～4歳)・小児(5～11歳)ワクチン接種について

接種をご希望の方は保健センター(82-1111)までお問い合わせください。